\bigcirc 発行者による上場株券等の公開買付け の開示に関する内閣府令 (平成六年大蔵省令第九十五号)

改正

案

、公告の方法

第三 ければならない」とあるのは 条の三第一項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとす う。以下同じ。)により行う者について、電子手続府令第二条の規 子公告(令第十四条の三の四第一項第一号に規定する電子公告をい 項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告を電 続府令」という。 って行う場合に」とあるのは 公告届出書」と、 ない」と、電子手続府令第二条第一 ては省略することができる」とあるのは「方式で行わなければなら わなければならない。ただし、 もって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行 令第一条中「方式で、 る者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府 定は法第二十七条の二十二の二第二 「第五号様式」と、 (平成十四年内閣府令第四十五号。 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府)第一条の規定は法第二十七条の二十二の二第二 「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をも 「電子開示システム届出書」とあるのは 電子開示手続又は任意電子開示手続を文書を 「公開買付届出書を」と、 当該事項のうち押印及び署名につい 提出しなければならない。 一項において準用する法第二十七 項中「第一号様式」とあるのは 以下この項において「電子手 「提出しな ただし、 「電子 第三

(公告の方法

現

行

続府令」という。)第一条の規定は法第二十七条の二十二の二第二 ければならない」とあるのは 条の三第一項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとす う。以下同じ。)により行う者について、電子手続府令第二条の規 項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告を電 令(平成十四年内閣府令第四十五号。 って行う場合に」とあるのは ない」と、 ては省略することができる」とあるのは もって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行 令第一条中 「方式で、 る者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府 定は法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七 子公告(令第十四条の三の四第一項第一号に規定する電子公告をい 公告届出書」と、 わなければならない。ただし、 「第五号様式」と、 条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府 電子手続府令第二条第一 「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をも 「電子開示システム届出書」とあるのは 電子開示手続又は任意電子開示手続を文書を 「公開買付届出書を」と、 当該事項のうち押印及び署名につい 提出しなければならない。 項中 以下この項において 「方式で行わなければなら 「第一号様式」とあるのは 「電子手

等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十 既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令 読み替えるものとする。 この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」と 第二条第一項(企業内容等の開示に関する内閣府令 定中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と 手続」とあるのは「電子公告」と、 あるのは「電子公告届出書」と、 て準用する場合を含む。)の規定による届出を行っている場合は、 八号)第九条第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣 大蔵省令第五号)第十七条の五第 (平成五年大蔵省令第二十二号) 第二十七条の五第一項におい 「電子開示手続又は任意電子開示 可項、 同条第三項から第五項までの規 発行者以外の者による株券 (昭和四十八年

この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」と 既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令 読み替えるものとする。 定中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と 手続」とあるのは「電子公告」と、 あるのは「電子公告届出書」と、 て準用する場合を含む。)の規定による届出を行っている場合は 府令(平成五年大蔵省令第二十二号) 等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十 第二条第一項(企業内容等の開示に関する内閣府令 八号)第九条第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣 大蔵省令第五号)第十七条の二第 「電子開示手続又は任意電子開 項、 同条第三項から第五項までの規 第二十七条の五第一項におい 発行者以外の者による株券 (昭和四十八年

2 • (略)

2 •

略